

秋田シティブラスバンド団費規定

第1条

秋田シティブラスバンド規約第9条の定めにより、本楽団員は、団費の納入を義務とする。

第2条（団費の額）

団費の額は、次の通りとする。

月額 2,500円

第3条（団費の減額）

以下の場合、団費の減額をする。

1. 当該団員が、学生（小学生、中学生、高校生）である時、月額 1,500円を減額する。
2. 当該団員が、学生（大学生、短大生、専門学校生）である時、月額 1,000円を減額する。
3. 同居の家族が複数名所属する場合、2名以降、月額 500円を減額する。
4. 1. および2. を同時に減額しない。また、順位は年長者を筆頭とする。

第4条（入団費・団費の発生）

入団希望者は、入団費として 1,000円の納入を義務とする。団費の納入は、入団した翌月分からとする。

第5条（団費の納入方法）

所定の納付袋を用い、会計へ納入するものとする。

付 則

平成21年07月01日 施行

平成26年05月11日 施行

平成29年06月01日 施行